

移管元実施機関による特定歴史公文書等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則（令和7年郡山市規則第57号。以下「規則」という。）第11条に基づき、特定歴史公文書等を移管した実施機関（以下「移管元実施機関」という。）が、当該特定歴史公文書等を利用請求する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(利用請求書の様式)

第2条 郡山市公文書管理条例（令和6年条例第11号。以下「条例」という。）第14条第1項の利用請求書は、移管元実施機関利用請求書（第1号様式）とする。

(利用決定等の通知)

第3条 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、移管元実施機関利用決定等通知書（第2号様式）とする。

附 則

この要綱は、令和7年3月15日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

移管元実施機関等利用請求書

年 月 日		
郡山市長		
（移管元実施機関名）		
郡山市公文書管理条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。		
1 利用請求に係る 特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
2 利用希望日	年 月 日	
3 連絡先	（所属名、担当者氏名、電話番号）	

移管元実施機関利用決定等通知書

第 号				
年 月 日				
(移管元実施機関の長（所属名）) 様				
郡山市長				
年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、郡山市公文書管理条例第 15 条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。なお、当該利用に当たっては、同法第 25 条の規定（移管元実施機関による利用の特例）を適用することとします。				
1 利用請求に係る特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称	決定の内容及び利用制限を行う部分があればその理由	原本の利用を認めない理由
2 特定歴史公文書等の利用の日時及び場所		(日時) 年 月 日 午前 午後 時 分 (場所)		

事務担当
歴史情報博物館 (担当者名)
電話